おーい！くじらぐも

Vol.43　2025 年（令和 7 年）1 月号

発行人：（福）健翔会　相談支援センターくじらぐも
所在地：埼玉県行田市小見 1141 番地 1
TEL：048-580-3634　FAX：048-554-8814
MAIL：kujiragumo@kenshokai.net
発行責任者：くじらぐも　センター長　細川竜太

福祉サービスを利用するためには「くじらぐも」が作る『サービス等利用計画」が必要です。

「くじらぐも」は障害者総合支援法により、障害者・障害児に対し相談支援事業を提供する健翔会の第 4 号事業所です。

今年もよろしくお願いいたします。傾聴の姿勢を忘れずに対応させていただきます。お気軽にお問い合わせください。

みなさんもよく見る、自動車運転に関する障害者マークです。どのようなマークなのか、法的効力（道路交通法）があるかないかに分かれるのをご存じでしょうか。

こちらが法的効力のない障害者のための国際シンボルマークです。
道路交通法上の規制を免れるなどの効力は発生しません。

こちらが法的効力のある
聴覚障害者マーク（左）
身体障害者マーク（右）です。
このマークの車に対して故意に
幅寄せや割り込みを行った場合は
罰則の対象となります。

『就労定着支援ってどんなサービス？
～働きやすい環境づくりのお手伝い～』

2018 年から始まった就労定着支援サービスについてご紹介します。障害のある方の就労や、就労に伴って生じている生活面での課題を解決し、長く働き続けられるようにサポートする福祉サービスです。対象となる方は、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、生活介護、自立訓練を経て一般就労をした方となります。

就労定着支援では、障害者雇用枠での就労を始め、一般就労をしている障害のある方が働きやすくなるようなサポートをしてくれます。

例えば、仕事のミスが多くて困っている、上司や同僚とのコミュニケーションが取れない、体調管理ができず勤怠に影響が出ている、お金の管理ができないなど、自分一人で対処できないときに、このサービスでは問題解決を支え、障害のある方を取り巻く社会資源に対しても必要な連絡調整やアドバイスを行います。具体的には、担当者が月 1 回以上のペースで面談し、職場環境や生活リズムなどを確認、課題を抽出し解決に向けて何が必要かを一緒に考え、必要であれば関係機関に繋げます。

就労定着支援の利用できる期間は最大で 3 年間です。まず、就職後半年間は、それまで利用していた事業所による職場定着支援が行われます。その後の、最大 3 年間が就労定着支援サービスの期間となります。就労定着支援は、障害福祉サービスの一つです。利用の際には料金の自己負担が出る場合もありますが、所得に応じて負担上限額が設定されているので、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

いざ、働き始めると、いろいろな悩みを抱えてしまう方も少なくないと思います。自分だけでは考えてもわからなかったことが、第三者の助けを借りることで解決に繋がることもあります。まだまだ、実施している事業所、利用している方の少ないサービスですが、詳しく知りたい方は、くじらぐもへお気軽にご相談ください。

＜12 月のトピックス＞

くじらぐもが担当している方の課題や現在、起きていることの話合いをしているときのことです。担当者から「普通は○○だから○○さんにもこうしてほしい」「普通では考えられない行動」などの話があり、違和感を覚えました。その普通とは何をもって普通なのか？一般常識や担当者の価値観、誰かと比べての普通ではない行動ということなのでしょうか。SMAP の歌ではありませんが、私たち人間はどうしても人と比べたがり、すぐに答えを導きだそうとします。私は、その方のできることや、よいところを関係者で再確認することを提案しました。その場も少し和やかな雰囲気となり、違った視点からの意見が出る時間になりました。